

続・小説のなかの証券市場と法

—マルセル・ブルースト『失われた時を求めて (À la recherche du temps perdu)』(一九一三年～一九二七年)—

石川 真 衣

一、はじめに

証券市場は直接小説のテーマとなることもあるが(拙稿「小説のなかの証券市場と法—エミール・ゾラ『金 (L'Argent)』(一八九一年)」本誌第六一巻第八号六七頁(二〇二〇年)参照)、物語の舞台の背景となることもある。二〇世紀初頭のフランスの証券市場は、一九世紀末の金融危機を乗り越えて、比較的順調な成長を見せていた。このような状況は、証券取引・証券業を通じて富

を得たブルジョワ層を生み出していた。フランスの豊かなブルジョワ生活を繊細な筆で描き出したのが、マルセル・ブルーストの『失われた時を求めて (À la recherche du temps perdu)』(一九一三年～一九二七年)である。この作品は、紹介するまでもないが、二〇世紀フランス文学を代表するものとされ、わが国においても度々翻訳されてきた(最新の翻訳として、吉川一義氏による岩波文庫版がある)。物語全体を要約することは筆者の能力を超えるものであり、またそれは本稿の目的でもない。ここでは登場人物の生活が証券市

場に関係していることに注目し、関連する事項とともに取り上げることにしたい。

最初に、本稿での引用の便宜のために、この長編の構成を確認しておく。本稿における同作品の引用頁は Gallimard 出版社の Folio シリーズのものであり、引用の際には該当巻をローマ数字、該当頁をアラビア数字で併記する（使用した版については文末の一覧を参照されたい）。

- 『失われた時を求めて』（À la recherche du temps perdu）』
- I スワン家のほうへ（Du côté de chez Swann）
 - II 花咲く乙女たちのかげに（À l'ombre des jeunes filles en fleurs）
 - III ゲルマンのほう（Le côté de Guermantes）

- IV ソドムとゴモラ（Sodome et Gomorrah）
- V 囚われの女（La Prisonnière）
- VI 消え去ったアルベルチヌ（Albertine disparue）
- VII 見出された時（Le Temps retrouvé）

この作品においては証券市場や証券取引への多くの言及がなされ、証券取引に関連する比喩表現がたびたび出てくることは、プルースト自身の経験と密接に関係する。プルーストの母は本稿でも説明する公認仲買人（agent de change）の会社の出資者（有限責任社員）の娘であり、プルースト自身も積極的に株式投資を行っていた。その経緯は、プルースト書簡集（*Correspondance de Marcel Proust*, Éd. Philip Kolb, Plon, 1970-1993 (21 volumes)）においても確認することができ、とくにプルーストとその遠縁にあたり、証券業に

携わる Lionel Hauser との資産運用に関するやり取りにおいては、具体的な銘柄に関する感想や投資結果についての言及がなされている（プルーストの資産運用の推移については、Gian BALSAMO, *Proust & His Banker. In search of time squared*, The University of South Carolina Press, 2017 による検討が興味深い）。

二、フランスにおける証券業者

—公認仲買人と自由仲買人—

作品群の第一巻『スワン家の方へ』の主人公スワンは、公認仲買人の息子であるとされ、父の職により、息子は特権階級 (caste) に一所属することになったと説明されている (I-24)。たしかに、スワンは、現代でいう仕事、いわゆる「労働」をしている様子がなく (I-443)、自由気ま

まに裕福な生活を送っているようにみえる。スワンのケースは例外ではないとみられ、公認仲買人の息子たちが観劇後、牡蠣を食べに行く、という一節もある (III-156)。「崇高な職 (sublime profession)」 (I-172) と形容され、その息子らに不自由のない生活を与えうることの公認仲買人職とはどのような職なのか。

公認仲買人職の歴史は古い。その原点は、一四世紀初頭、フィリップ IV 世の時代まで遡るとされ、一三〇五年七月二二日のオールドナンスにより、予め定められた数の両替業者に両替及び金・銀の取引の独占権が付与されたことがはじまりと説明される。その後、一五七二年六月のシャルル IX 世の王令により、両替、公債及び商品取引の仲介を行う *courtrier* と呼ばれる職は官職 (office) とされ、規制の対象となった。一六三九年四月二日の國務諮問会議の裁決により、証券を取り扱う

者と商品を取り扱う者が明確に分けられ、機能の分化が実現するが、公認仲買人の地位の重要性が高まるのは、一八世紀末以降のパリの証券市場の発展が進んでからである（変遷については、高山朋子「フランス証券市場の生成・発展過程について―その株式会社との関りを中心に―」北海道大学経済学研究第二四巻第四号一二二頁以下（一九七四）が詳しい）。

革命期の変動を経て、一八〇一年三月一九日〔革命暦Ⅹ年風月二八日〕の法律により公認仲買人に対する証券取引の独占権の付与が再び明確な形で認められた時点では、公認仲買人の取引対象は、*rente* 5%と呼ばれる国債に事実上限られていた。フランスの証券市場はまずは公債市場として発展し、一八四〇年の時点でもパリ市場に上場された証券の九〇%以上を公債が占めていたとされる。この割合は、鉄道株の発行の増加により五

〇%まで低下するが、一八六七年七月二四日の法律により株式会社の設立準則主義が採用されるまで、株式会社の設立には政府の許可が必要となる設立許可主義が採用されており、政府の「お墨付き」が事実上付いている意味で、国家と密接な結びつきを有する証券が市場の流通証券の大半を占め、その取引に官職として国家権力から監視を受ける公認仲買人が携わる、という状況にあった。

取引対象となる証券と取引量が少ないうちは、公認仲買人が得られる仲買手数料 (*courtage*) は限定的であった。証券の取引量は、一八二〇年代に運河会社や保険会社の株式発行が増えてきて、それほど増大しなかった。これは、高額な額面で発行された株式を取得できるほどの資産を有する者は少数にとどまり、さらに保険会社に関しでは定款に譲渡承認条項が置かれることが多く、頻繁な取引の対象とはならなかったことによると

される。このように当初仲買手数料収入がそれほど期待できない状況においても、公認仲買人となることができる者の数は制限されていた。一八〇一年六月二二日〔革命暦Ⅹ年收穫月三日〕のアレテは、国内の最大市場であるパリの公認仲買人の数は八〇人を超えることができないとしていた（その後、上限は六〇人に引き下げられる）。この限られた数のなかで辞職や罷免、さらには死亡により公認仲買人の顔ぶれが入れ替わることになるが、これに関して重要となるのが、一八一六年四月二八日の法律である。同法律は、次のように定める。

「第九一条 破毀院付弁護士、公証人、代訴士、裁判所書記、執行吏、公認仲買人、仲立人、動産公売官は、陛下 (Sa Majesté) の承認の対象となる後継者を推薦することができる。

これらの後継者は、法律が求める資格を併せ持つものでなければならぬ。この権能は罷免された資格保持者 (titulaire) には与えられない。本規定の施行及びこれらの吏員の相続人または承継人による享有の方法については、特別法により定める。……」

辞職する公認仲買人は、公認仲買人組合の理事会 (Chambre syndicale) に公認仲買人となるための諸要件 (フランス国籍を有すること、二五歳以上であること、公認仲買人もしくは公証人のもと、または銀行または商社 (maison de banque ou de commerce) において四年以上の勤務経験を有すること、前科がないことなど) を満たす後任候補者を紹介し、この者について理事会の承認が得られれば、財務大臣 (ministre des Finances) による任命がなされた。そして、現職と後任との

間では、「シヤルジユ (charge)」と呼ばれる官職 (職株) の譲渡がなされることになる。

問題となるのは、譲渡の価格である。今日の公証人 (notaire) の事務所 (étude) の売買の際にも同じ問題が生じるが、実際の価値はその所在地、顧客数と顧客層、市場の状況等に応じて変動する。一八四〇年代には、公認仲買人でシヤルジユを売却した者は概ね四〇万から五〇万フランの値上がり益を得ていたが、一〇年後にはその額は一五〇万フランに増加し、さらにその後、第二帝政期の終わりまでは二〇〇万フランの値上がり益を得たとされる。このような価額の上昇は、経済及び金融業の発展、会社のなかでもとくに証券発行による大規模な資金調達を必要とするものの増大、そしてこれらの取引に伴う仲買手数料収入の増加によるものである。一八八二年のユニオン・ジェネラル銀行の破綻を原因とする混乱が沈

静化した後は、フランスの証券市場は安定し、すでに一九世紀の後半には公認仲買人職は、破産リスクも大幅に低減したため、安定した収入を得られるブルジョワ階級の職と化していた。

公認仲買人の子息であるスワンは、なぜ父の職を受け継がなかったのか。ある研究によれば、一八八〇年から一九一四年にかけての公認仲買人職の承継のうち、三二% (一〇九件中三五件) は同族関係者に対してなされていた。こうした同族関係者は、公認仲買人となるうえで必要となる経験をすでに前任者の会社 (公認仲買人会社 (société d'agents de change)) で勤務することによって積んでいることが多かったとされる。もともと、公認仲買人会社―現在の証券会社の原型である―は、当初から合法的なものとして認められていたわけではない。官職を「会社化」することの可否については論争があり、判例及び学説はこれを否定する

立場を採ったものの (Cour Royale de Paris, 2 janv. 1838, S. 1838.2.83 ; Cass. req. 15 déc. 1851, S. 52.1.21 ; Cass. req. 29 juin 1863, S. 1863.1.493 ; Raymond Théodore TROPLONG, *Du Contrat de société civile et commerciale, ou Commentaire du titre IX du livre III du Code civil*, tome 1, Charles Hingray, 1843, n^{os}89 et s., pp.113 et s.; Ambroise BUCHÈRE, *Traité théorique et pratique des opérations de la Bourse*, A.Marescq aîné, 1877, n^o49, p.35など) 前述したようにその譲渡価額の上昇に伴い、とりわけその価額が高額となりやすい大規模な市場を抱える都市においては、官職の取得及び活動開始にあたり必要となる公認仲買人組合への保証金 (cautionnement) はもはや個人の支払能力を超えるものとなっていた。さらに、金銭債権の利率に関する一八八六年一月一二日の法律以前は公認仲買人が金銭の借入れを行

う場合の利率が六% (商事利率) に制限されており、これは当時としては融資先としての魅力に欠けたことから、借入れにより資金を容易に調達できない事情があった。そこで、出資者を集めて公認仲買人会社を設立し、出資金に応じた利益還元を行う方法が実務上確立するに至り、公認仲買人会社の設立は一八六二年七月二日の法律により政府にも正式に認められるに至っている。このような会社の法的性質は、単純合資会社 (société en commandite simple) に近いものであったとされている。単なる出資者となる有限責任社員 (commanditaires) のなかには、一般的な証券投資よりも利回りがよい利益配当を期待し、公認仲買人の前任者が多く含まれていたとされる。

内部事情は必ずしも明らかではないが、こうした公認仲買人会社の中心人物として活動する公認仲買人は、会社の利益の一五ないし二五%を取得

していただされ、第二帝政期は六万フラン程度を得ていたとされる。一九〇〇年以降、七万五〇〇〇フランから一〇万フランの間を推移していたとされる公認仲買人の年収は、とくに大規模な会社においては二四万五〇〇〇フランにまで跳ね上がり、小規模な会社のほぼ四倍に相当する金額が得られた。もともと、会社形態を採る場合、ここから公認仲買人会社の出資者への利益配当を実施する必要があるため、実際に個人が手にした金額そのものではないが、公認仲買人が二〇数年ほどで相当な財産を得て引退できる程度の収益を得られることはたしかとされている。一八九〇年から一九一四年にかけて死亡した四三人の公認仲買人の相続財産は、平均して四二〇万フランだったとされ、スワンは父から四〇〇万ないし五〇〇万フランの財産を受け継いだとの推定があるとおり（I-26）、作品内の数字も当時の実態を示すもの

であろう。この金額は、一九一一年にパリで開始された相続手続のうち、一・六%のみが二〇〇万フランを超える財産を対象とするものであったことからも（Tableau V-Repatriation des fortunes selon leur niveau 11855-1911, in Adeline DAUMARD (dir.), *Les fortunes françaises au XIX^e siècle. Enquête sur la répartition et la composition des capitaux privés à Paris, Lyon, Lille, Bordeaux et Toulouse d'après l'enregistrement des déclarations de succession*, Mouton, 1973, p.131）一般的に公認仲買人の子息が十分生活できるだけの水準のものであったことがうかがえる。スワンは、自ら、そして後に増える家族を養うために特段労働に従事しなくてもよかったのである。

また、作品のなかには、「クーリシエ(coullisier)」という用語が度々出てくる（I-290、III-278、VI-219）。これは証券取引所の場外仲買人であり、公

認仲買人と異なり、官職ではなく、人数の制限もなかった。わが国では「自由仲買人」とも訳されているが、原語は取引所の「袖(couisse)」に由来する。これは当時の証券取引所の構造に由来する。取引所の中央部にはコルベイユ (Corbellie) と呼ばれる円形の囲いがあり、ここに公認仲買人が集まり、公設市場の取引対象となる証券の売買を行っていた。ここで取引される証券以外を場外で扱うことで生計を立てていたのが「クーリシエ」である。

取引対象となる証券の種類とその発行数の増大に伴い、公認仲買人組合、とくに証券の公設市場への上場の可否を決定していた理事会は、ある問題に直面していた。取引量の増大は仲買手数料の増大、すなわち収入の増加を意味するが、同時にそれは取引対象に対する監視の必要性、そしてそのため公認仲買人組合側の調査・情報収集の負

担を高めるものとなる。このようななか、「クーリシエ」の存在は、問題を一定の範囲で解決した。すなわち、よく知られておらず、信用がまだ確立していない会社が発行する証券や新規発行証券の取引をまずは「クーリシエ」に委ねることにより、これらの証券の上場審査に関する自らの負担を減らし、証券の有望性に対する確信が得られた時点で公設市場への上場を検討する、という手法が採られたのである。もともと、このような手法は、「クーリシエ」との対立、さらには紛争を必然的に生じさせるものであったとともに、公認仲買人の仲買手数料収入の機会を場合によっては失わせる、または少なくとも数年遅らせる可能性があったことはたしかである。

三、一九世紀から二〇世紀にかけてのフランスにおける証券投資

本作品において、証券市場の存在は物語の進行において特段大きな役割を果たしているように感じられない。しかし、それはたしかな形で物語の根底に存在している。前述したように、登場人物の家族には公認仲買人がいる。それだけでなく、登場人物及びその周辺人物による証券投資とこれらの者が受けた影響への言及がなされている。

スワンは証券投資を行っており(I-319、I-366)、また、将来の妻となる女性に対して、普通株式(actions ordinaires)と優先株式(actions privilégiées)のいずれの取得を望むのかをたずねる一節もある(I-363)。作品の語り手(narrateur、

「私」もブルジョワ階級の出身であるが、叔母から相続した財産を未成年の間は父親が運用していたとする説明がある(H-25)。取引所の相場・証券市場の動向への関心は高く(H-26、IV-423)、石油会社の株価の上昇とスエズ運河会社の株式の売り注文に関する会話も作品のなかで現れる(IV-212)。

作品の語り手が相続した財産の将来的に有望な投資先として、イギリス公債(Consolidés anglais)及びロシア国債(4% russe)が挙げられている(H-25)。また、別の場面で、登場人物の一人がスエズ運河会社の株式のほとんどを保有し、ロイヤルダッチ社(後のロイヤルダッチシェル、現シエル)の株式をエドモン・ロチルド(ロスタイルド)の三倍保有しているとされているほか(III-584)、戦争(第一次世界大戦)がフランスに影を落とした後、ダイヤモンド鉱山デビア

ス社 (De Beers) の株式の買い注文が相次ぎ、株価が一〇〇〇フラン以上上昇したとする一節もある (Ⅳ-161)。内国証券の名前も出てくるもの—例えば、砂糖の精製会社である Raffineries Say (Ⅳ-219)—、このように外国証券の名前が内国証券よりも頻繁に出てくることは一見不思議にも思われよう。外国証券への注目が高いのはなぜなのか。

一九世紀を通じて、フランスにおける個人資産の大部分を占めるのは、不動産であったが、二〇世紀初頭に株価及び配当額が全体的に増加傾向に転じたこともあり、個人資産における有価証券の割合が高まることとなった。資産額が増えるほど、資産全体において有価証券が占める割合は大きいものとなる。二〇世紀初頭のフランスの大都市 (パリ、リヨン、リール、ボルドー、トゥルーズ) において相続手続の対象となった資産の構成

(一九〇八年—一九一一年の平均) をみても、有価証券 (内国及び外国有価証券 (公債、債券、株式)) が占める割合は三四・三四%であり、この割合は対象地域をパリに限定すると五・四%となり、不動産が占める割合 (三一% (一九一一年時点)) を上回るものとなる (Tableau IX. Répartition des biens immeubles et mobiliers dans l'ensemble des fortunes à Paris, Lyon, Lille, Bordeaux et Toulouse (%), Tableau X. Composition des fortunes mobilières au début du XXe siècle (1908-1911), in DAUMARD (dir.), *op. cit.*, p.159 et p.166)。実際、作品のなかでも、登場人物の資産状況について、「フランスの証券、外国証券、土地 (valeurs françaises, étrangères, des terres)」(Ⅲ-317) の順で質問がなされていることは、このような変化を表すものと考えてよいであろう。

こうしたなか、外国証券への関心は高かった。

株式を証券市場に上場するうえで国内証券であるか外国証券であるかは重要な点であり、公認仲買人組合による上場審査手続もこれを踏まえたものとなっていたが、投資家が発行体の国籍を国家や公認仲買人組合ほど強く意識していたわけではない。とくに、国内株式の投資収益は一般的に低かったため、必然的に確定利付証券 (valeurs à revenu fixe) 及び収益性がより高い外国証券への関心が高いものとなっていた。本作品において外国証券の名前が頻繁に出てくることもそうした傾向を確認させるものとなる。

当然であるが、証券投資にはリスクが伴う。作品のなかでも、投機的な証券取引により、「影響の大きな破産または思いもよらない富の獲得」が可能とされ (IV-139)、投資の失敗のショックのあまり発作を起こす人物も登場する (V-312)。本

誌別稿において紹介したエミール・ゾラの『金』

(一八九一年)のモデルともなったユニオン・ジェネラル銀行の破綻は、当時の人々の印象に残った事件であり、本作品においても語り手と会話する人物の知り合いが財産をすべて失った原因として言及されている (II-83)。語り手も決して投資運が強かったわけではない。物語の終盤で、語り手は愛人との関係の維持を目的とする費用を捻出するために投資していた財産が投資に失敗したことにより大幅に減少してしまい、「クーリシエ」に莫大な差金 (différence) を支払わなければならない、最終的に相続した財産の五分の一しか手元に残らなかったとされている (VI-219, 220)。

四、新たな産業・サービスの発展 と証券市場

本作品において、この時代の社会・経済の変動を感じさせる多くの場面がある。歴史的な産業への言及—例えば鉦山事業（III-592）—もあるが、個人宅の電化、自家用車の利用、電話での連絡、百貨店（オ・ボン・マルシェ（Au Bon Marche）、オ・トロワ・キヤルティエ（Aux Trois Quartiers））での商品の購入などへの言及がなされる。その背景の一部には資本市場に支えられた大規模事業の発展及びその結果としての技術革新・サービスの拡大がある。

作品のなかで言及される二つの業種について見てみよう。まず、ホテル業についての箇所がある。語り手が利用するホテル（Grand-Hôtel）の

食堂には、「ヨーロッパのホテル経営者」とさ
れ、同ホテル及びフランス各地にある七または八
つのホテルの「所有者（または有限責任社員
（commanditaires）により選任された業務執行役
員（directeur général）」が現れる（II-259）。
このような形で複数のホテルを傘下におさめて大
規模事業を展開する会社は二〇世紀初頭には珍し
くない（例えば、Société des Hôtels de l'Étoile
（株式会社）は、パリにホテルを五つ、避暑地ト
ルーヴィルに二つ展開する）。とりわけ有名なも
のとしては、実業家 Henry Ruhl が手掛けたホ
テルグループが挙げられよう。Ruhl は、フラン
ス各地でホテル・カジノ事業を展開する会社を複
数設立し、各会社において指揮権限を有する ad-
ministrateur délégué 「代表取締役」の地位に就
き、一四施設を傘下に有する大規模グループを支
配していた。各地のホテルと都市部の移動におい

て重要な役割を果たしたのが、鉄道網の発達である。本作品においても、語り手は移動手段として鉄道を利用するが、ホテル事業の拡大も、証券市場を通じた巨額の資金調達を基礎に張り巡らされた全国的な交通網の発達とそれを利用する富裕層を中心とした顧客に支えられたものと言えよう。

次に、新聞や雑誌への言及がある。作品の語り手が記事の投稿を続けるル・フィガロ (Le Figaro) 紙―最終的にその投稿は採用され、紙面に掲載される (VI-149)―、そして月刊誌『両世界評論 (La Revue des Deux Mondes)』である。いずれも現存する定期刊行物であり、とくに前者を発行するル・フィガロ社は、資本金一三〇万フランの株式会社合資会社・パリ市場上場会社として事業を拡大した。一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてのル・フィガロ紙の紙面には、今日の新聞で読むようなニュース、天気、前述の百貨店の広告など

とともに、証券市場に関する速報に関する項目が当時からあった。項目の題名は「証券取引所のフィガロ (Le Figaro à la Bourse)」、「金融市場 (Marchés financiers)」、「取引所通信 (Courier de la Bourse)」、「〇月〇日の××取引所 (La Bourse de... du...)」などと時代によって名称は変化するが、その時々々の証券取引や注目銘柄に関する重要情報がまとめられ、それに対する若干の評価もあわせて掲載されており、作品のなかの語り手をはじめとする読者層の関心がこうした情報に向けられていたことを示すものである。

五、結びに代えて

本稿では、作品のなかの証券市場に関わる部分に重点を置いたが、注目されるべき重要な点として挙げられるのは、芸術への言及である。画家と

その作品の描写がなされ、音楽への賛美も随所に表れている。演劇に関する箇所もある。そしてわずかであるが、証券市場と芸術の関係性についても、作品のなかで言及がなされている。語り手の父が息子の資産の投資先についての意見を友人の外交官に求めるために、保有している株式の株券を見せる場面があるが、その株券の装飾は本の装飾のように、美しいものであったとされている(II-26)。水道会社コンパニー・デ・ゾー (Compagnie des Eaux) の記名株式 (actions nominatives) の名前が挙げられているが、たしかにこの当時発行された株券の多くに、発行会社の事業に関連する装飾が施されている。古証券蒐集 (scripophily) の専門家にたずねる必要があるが、時代からして、アール・ヌーヴオーであろうか。紙からの脱却・デジタル化の必要性が現在も叫ばれているが、二〇世紀の終わりにフランスにおい

てすでに進められた証券の無券面化は、芸術が発揮される場を一つ失わせたことになるのか。

(参考文献 (文中に挙げたものを除く))

Charles LYON-CAEN et Louis RENAULT, *Traité de droit commercial*, 4^e éd., tome 4, Librairie générale de droit & de jurisprudence, 1907.

Georges DELOISON, *Traité des valeurs mobilières françaises et étrangères et des opérations de Bourse*, L.Larose et Forcel, 1890.

Pierre MORIDE, *Les maisons à succursales multiples en France et à l'étranger*, Librairie Félix Alcan, 1913.

Jean BOUVIER, André ARMENGAUD, Pierre BARRAL, François CARON, Adeline DAUMARD, René GRAULT, Christian GRAS, Michelle PERROT, Claude WILLARD, *Histoire économique et sociale de la France*, Tome IV: L'ère industrielle et la société d'aujourd'hui (siècle 1880-1980) Premier volume Panoramas de l'ère industrielle (années 1880-années 1970) Ambiguïtés des débuts et croissance effective (années 1880-1914) [sous la direction de Fernand BRAUDEL et Ernest LABROUSSE], Presses Universitaires de France,

1979.

Stéphane CHAUDIER et Clément PARADIS, « La Bourse ou le temps: l'imaginaire financier de Marcel Proust », in Martial POIRSON, Yves CITTON et Christian BIET, *Les Frontières littéraires de l'économie*, Desjonquères, 2008, pp.79-91.

l'établissement du texte, 1990 et 1992 pour la préface et le dossier; Collection Folio classique, 2020.
Le Temps retrouvé, Préface de Pierre-Louis Rey et Brian G. Rogers, Gallimard, 1989 pour l'établissement du texte, 1990 pour la préface et le dossier; Collection Folio classique, 2021.

(本稿作成に使用した版)

(いしかわ まい・当研究所研究員)

Du côté de chez Swann, Gallimard, 1954, Collection Folio, 1979.

À l'ombre des jeunes filles en fleurs, Préf. Pierre-Louis Rey, Gallimard, 1987 et 1988 pour l'établissement du texte, 1988 pour la préface et le dossier; Collection Folio, 1993.

証券レビュー 第62巻第2号

Le côté de Guermantes, Éd. de Thierry Laget et Brian G. Rogers, Gallimard, 1988 et 2021, Collection Folio classique, 2021.

Sodomie et Gomorrah, Éd. d'Antoine Compagnon, Gallimard, 1988 pour l'établissement du texte et 1989 pour la préface et le dossier; Collection Folio classique, 2021.

La Prisonnière, Éd. de Pierre-Edmond Robert, Gallimard, 1988 pour l'établissement du texte et 1989 pour la préface et le dossier; Collection Folio classique, 2021.

Albertine disparue, Éd. d'Anne Chevalier, 1989 et 1992 pour